

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和2年2月15日 07時05分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市白石島漁港 白石島港沖防波堤東灯台から真方位174°150m付近 (概位 北緯34°24.6′ 東経133°31.1′)
事故の概要	遊漁船鶴は、着棧作業中、釣り客が負傷した。
事故調査の経過	令和2年4月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 鶴、5トン未満（長さ9.03m） 270-33911岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が単独で乗り組み、釣り客4人を乗せ、1～2ノットの対地速力で白石島漁港内の棧橋先端に左舷付けしようと南進していた。</p> <p>本船は、棧橋先端から約1m離して停船し、釣り客Aが前部で、釣り客Bが後部でそれぞれボートフックを持ち、棧橋に係留中の漁船の手摺りなどに引っ掛けて引き寄せ始め、本船の船首が棧橋先端の奥側に左舷付け係留していた漁船（以下「奥の漁船」という。）の船尾と約50cmの距離に近づいた時、船長が、このままボートフックを引っ張り続けたら奥の漁船に当たると思い、「船を当てないで」と声掛けをして操縦席を離れ、キャビンの前方から棧橋に飛び降りた。</p> <p>船長は、操縦席からキャビンに移動中、「痛い」という声を聞き、自船に戻ったところ、釣り客Aが負傷していることを知った。</p> <p>船長は、釣り客Aが接近した本船と漁船を接舷させるために、漁船の手摺りに指をかけていた際に、本船のかんざし（船首部分に横に渡してある係留索や錨索を結ぶ部材）と奥の漁船の船尾手摺りとの間に右手親指を挟まれて骨折したので、事前に自船と奥の漁船との間に手を出さないように注意喚起していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船は、本事故当時、引き波により10度から20度横揺れしていた。</p>
分析	本船は、着棧作業中、船体が10度ないし20度横揺れしている状況下、前部でボートフックを持って本船を引き寄せようとしていた釣

	<p>り客Aが、接近した本船と漁船を接舷させるために漁船の手摺りに指をかけていた際に、本船のかんざしと奥の漁船の船尾手摺りとの間に右手親指を挟まれたことから、負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が着棧作業中、船体が10度ないし20度横揺れしている状況下、前部でポートフックを持って本船を引き寄せようとしていた釣り客Aが、接近した本船と漁船を接舷させるために漁船の手摺りに指をかけていた際に、本船のかんざしと奥の漁船の船尾手摺りとの間に右手親指を挟まれたため、発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船体の動揺などにより、危険が予測される場合には、釣り客に対して事前に十分な注意喚起を行うこと。</li> </ul>